

約款・規定集 新旧対照表

株式会社証券ジャパン

平成 22 年 1 月から上場株式等の配当金等の源泉徴収選択口座への受入れ等を行う仕組みが導入されることになりました。つきましては、「約款・規定集」に以下の改訂を行いましたのでご確認くださいませようお願いいたします。

(新設される約款および項番の改訂)

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款を第 10 章に新設いたしました。内容につきましては別紙または約款・規定集をご確認ください。

今回の対応に伴い「約款・規定集」の項番は、以下のとおり改訂させていただきます。

第 1 章	証券取引サービス取引取扱規定	現行どおり
第 2 章	書面の電子交付に関するご説明	現行どおり
第 3 章	保護預り約款	現行どおり
第 4 章	国債振替決済口座管理約款	現行どおり
第 5 章	投資信託受益証券振替決済口座管理約款	現行どおり
第 6 章	上場投資信託受益証券振替決済口座管理約款	現行どおり
第 7 章	株式振替決済口座管理約款	現行どおり
第 8 章	特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款	現行どおり
第 9 章	特定管理口座約款	現行どおり
第 10 章	特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款	新設
第 11 章	外国証券取引口座約款	旧第 10 章を第 11 章へ移行しました。
第 12 章	国内外貨建債券取引約款	旧第 11 章を第 12 章へ移行しました。
第 13 章	内部者登録制度	旧第 12 章を第 13 章へ移行しました。

(改訂される約款、規定)

最良執行方針	既に連絡させていただいておりますコールセンター取引終了に伴い、係条文等を整備しました。
当社の個人情報保護方針	認定個人情報保護団体の苦情申出先の変更につきまして整備しました。
第 1 章 証券取引サービス取引取扱規定	既に連絡させていただいておりますコールセンター取引終了に伴い、関係条文等を整備しました。
第 8 章 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款	上場株式等の配当金等の源泉徴収選択口座への受入れ等に伴い、関係条文等を整備しました。

(名称の改訂)

コールセンター取引の終了に伴い、「(インターネット取引及びコールセンター取引をご利用のお客様用)」から「(インターネット取引をご利用のお客様用)」へ改訂させていただきます。

(改訂項目の新旧対照表)

(下線部分が内容の改訂箇所です。)

新	旧
<p>最良執行方針</p> <p>2.最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">~ (現行どおり)</p> <p>(a) (現行どおり)</p> <p>(b) 複数の金融商品取引所市場に上場(重複上場)されている場合には、当該銘柄の執行時点において、(株)QUICK 社の情報端末(当社の本支店の店頭で御覧いただけます。)において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に、最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場(当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。)に取次ぎます。</p>	<p>最良執行方針</p> <p>2.最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">~ (省 略)</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) 複数の金融商品取引所市場に上場(重複上場)されている場合には、当該銘柄の執行時点において、(株)QUICK 社の情報端末(当社の本支店の店頭で御覧いただけます。)において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に、最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場(当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。)に取次ぎます。</p>

新	旧
<p>* なお、選定した具体的な内容は、当社ホームページ（http://www.secjp.co.jp/）で掲載するものにおいてお示しするほか、当社の本支店にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。</p> <p>当社のシステムを通じたインターネット取引では、注文入力画面に当該銘柄の主市場が自動的に表示され、お客様のご注文を当該主市場へ取次ぎます。なお、お客様のご意思で執行市場を変更される場合には、プルダウンにより表示された他の金融商品取引所市場への変更操作が可能となっております。</p> <p>(c) (現行どおり) (2) (現行どおり)</p> <p>当社の個人情報保護方針 7. 認定個人情報保護団体 当社は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の証券あっせん・相談センターでは、協会の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。</p> <p>【苦情・相談窓口】 日本証券業協会 証券あっせん・相談センター http://www.jsda.or.jp/ 電話番号：0120-25-7900</p> <p>第1章 証券取引サービス取引利扱規定 第1条（規定の趣旨） 本規定は、お客様がインターネットを通じて、株式会社証券ジャパン（以下「当社」という。）が提供する金融商品取引及びそれに付随する業務サービス（以下「証券取引サービス」という。）を利用するうえで、必要な事項を定めるものです。</p> <p>第11条（注文の受付及び取消） (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (現行どおり) (削除) (3)~(4) (現行どおり)</p> <p>第14条（取引内容の確認） 当社とお客様との間で証券取引サービスにおける取引注文等の内容について疑義が生じた場合は、お客様が端末から入力したデータの記録内容をもとに処理させていただきます。</p> <p>第8章 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款 第2条（特定口座開設届出書等の提出） (1)~(2) (現行どおり) (3) お客様が当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日に特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなし、当該お客様は、当該年に源泉徴収を希望</p>	<p>* なお、選定した具体的な内容は、当社ホームページ（http://www.secjp.co.jp/）で掲載するものにおいてお示しするほか、当社の本支店にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。</p> <p>当社のシステムを通じたインターネット取引では、注文入力画面に当該銘柄の主市場が自動的に表示され、お客様のご注文を当該主市場へ取次ぎます。なお、お客様のご意思で執行市場を変更される場合には、プルダウンにより表示された他の金融商品取引所市場への変更操作が可能となっております。</p> <p>(c) (省略) (2) (省略)</p> <p>当社の個人情報保護方針 7. 認定個人情報保護団体 当社は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の証券あっせん・相談センターでは、協会の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。</p> <p>【苦情・相談窓口】 日本証券業協会 証券あっせん・相談センター http://www.jsda.or.jp/ 電話番号：0120-25-7900 <u>またはお近くの証券あっせん・相談センターの各支部</u></p> <p>第1章 証券取引サービス取引利扱規定 第1条（規定の趣旨） 本規定は、お客様がインターネット及びコールセンターを通じて、株式会社証券ジャパン（以下「当社」という。）が提供する金融商品取引及びそれに付随する業務サービス（以下「証券取引サービス」という。）を利用するうえで、必要な事項を定めるものです。</p> <p>第11条（注文の受付及び取消） (1) (省略) (2) (省略) (省略) コールセンターにおける取引注文は、当社が注文内容を復唱し、その内容についてお客様が特に異議を留めることなく当社が発注した時点 (3)~(4) (省略)</p> <p>第14条（取引内容の確認） 当社とお客様との間で証券取引サービスにおける取引注文等の内容について疑義が生じた場合は、お客様が端末から入力したデータの記録内容（<u>コールセンター取引の場合は録音記録内容</u>）をもとに処理させていただきます。</p> <p>第8章 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款 第2条（特定口座開設届出書等の提出） (1)~(2) (省略) (3) (追加)</p>

新	旧
<u>しない旨および上場株式等の配当等の受入終了の申出を行うことはできません。</u>	

以 上